

3 道徳教育の充実

(小・中)

16 平和と公正を
すべての人に



— 自他の生命を尊重する心を基盤に「豊かな心」を育む —

児童生徒一人一人に豊かな心を育み、自らの人生をよりよく生きていけるようにするためには、自他の生命を尊重する心を基盤に、美しいものに感動するなどの豊かな情操、善悪の判断などの規範意識及び公共の精神、健康・安全、規則正しい生活などの基本的な生活習慣を育むとともに、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を培うことが重要である。このため、学校における道徳教育は、道徳性を養う道徳教育を、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて計画的・発展的に指導することが必要である。また、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童生徒の発達段階を考慮して適切な指導を行うことに留意する。

ここがポイント(取組の重点)

- 教科化により授業実践が進む→●授業改善が課題
- ◇全教育活動を通じて行う道徳教育の推進

(1) 指導体制と全体計画作成を通じて道徳教育の実践を図る

- ① 校長は道徳教育の改善・充実に視野をおきながら、諸課題を踏まえ、学校教育との関わりで道徳教育の基本的な方針等を明確にすること。また、道徳教育推進教師の役割を明確化し、全教師が指導力を発揮し協力して展開できる指導体制を整えるよう努めること。
- ② 学校や地域の実態に応じた有効で具体性のある全体計画、年間指導計画(別葉を含む)を作成し、それに基づいた実践を全教師が積極的に関わりながら協力して展開すること。
- ③ 各教科等は、各教科等の目標に基づいてそれぞれに固有の指導を充実させる過程で道徳性が養われることを考え、見通しを持って指導すること。その際、道徳教育と各教科等の目標内容及び教材との関わりや学習活動や学習態度に配慮すること。



校長

(2) 指導内容の重点化を図る

- ① 学校としての重点目標を明確にし、発達の段階に応じた指導内容の重点化を図り、全教師が道徳教育の方向性を共有することで、一層効果的な指導に努めること。
- ② 小学校においては、自立心や自律性、生命を尊重する心や思いやりの心を育てることなど、各学年を通じて留意する。中学校においては、小学校における指導内容を発展させながら、自らの弱さを克服して気高く生きようとする心、法やきまりの意義理解、社会参画への意欲、伝統文化の尊重、我が国と郷土を愛する心、国際理解等を身に付けさせるよう努めること。
- ③ 各学年を通じて配慮することに加え、小学校の各学年段階においては、次の事項に留意する。
 - 1,2学年においては、基本的な生活習慣、善悪の判断、社会のきまりを守ること。
 - 3,4学年においては、善悪の判断、協力、集団の社会のきまりを守ること。
 - 5,6学年においては、相手の立場を理解する、法やきまりの意義理解、集団生活の充実、伝統文化の尊重、我が国と郷土を愛する心、他国を尊重すること。

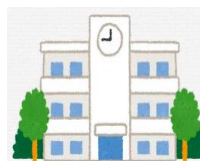


(3) 豊かな体験活動の充実といじめの防止を図る

- ① 学校や学級内の人間関係を整えるとともに、集団宿泊活動、職場体験活動やボランティア、自然体験活動、地域行事への参加などの豊かな体験活動の充実に努めるとともに、自他の人権を尊重する態度を培うこと。
- ② 道徳教育の指導や体験活動を日常生活にも生かされるようし、特にいじめの防止や安全確保といった課題についても児童生徒が主体的に関わることができるようにしていくこと。

(4) 家庭・地域社会との緊密な連携を図る

- ① 教師及び保護者の道徳教育に対する意識の高揚を図るため、道徳教育の実情、児童生徒のよさや成長などを知らせる情報交換会、学校・家庭・地域の願いを交流したりする機会を設定すること。
また、学校運営協議会などを活用することも考えられる。
- ② 家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ることに努めること。
- ③ 地域と学校・家庭とを結ぶあいさつや声かけ等、地域ぐるみの「凡事徹底」を推進すること。



■関連資料■

- ◎『小(中)学校学習指導要領解説 総則編』
- ◎『小(中)学校学習指導要領解説 道徳編』

文部科学省 平成29年
文部科学省 平成29年

3 道徳教育の充実 (高等学校)

－ 人間としての在り方生き方を主体的に探求し、豊かな心を育む －



道徳教育は、豊かな心を持ち、人間としての在り方生き方の自覚を促し、道徳性を育成することをねらいとする教育活動であり、今日の家庭や地域社会及び学校における道徳教育の現状や生徒の実態からみて、更に充実を図ることが求められている。

高等学校における道徳教育は、学校の教育活動全体で人間としての在り方生き方に関する教育を通して行うことによりその充実を図るものとし、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて実施するものである。特に公民科に新たに必修科目として設けた「公共」及び新たに選択科目となった「倫理」並びに特別活動は、それぞれの目標に「人間としての在り方生き方」を掲げており、これらを中核的な指導の場面として、道徳教育の目標全体を踏まえた指導を行う必要がある。

また、小・中学校と異なり、道徳科が設けられていない高等学校では、校長のリーダーシップの下、道徳教育の推進を主に担当する教師（「道徳教育推進教師」という。）を軸としながら、ホームルーム担任である教師だけでなく全教師が道徳教育の担当であるという意識で推進する必要がある。

ここがポイント(取組の重点)

- ◇校長の方針の下で組織的な指導体制を整備する。
- ◇学校における全ての教育活動と道徳教育相互の関係を明確にする。

(1) 全体計画作成に当たっての留意点

- ① 校長は道徳教育の改善・充実を視野におきながら、学校の教育目標との関わりで、道徳教育の**基本的な方針等を明確**にすること。また、道徳教育推進教師を中心として全教師の協力・指導体制を整えるよう努めること。
- ② 学校や地域の実態を踏まえ、各学校の課題を明らかにし、**道徳教育の重点目標や各学年の指導の重点を明確にする**など各校の特色が生かされるよう創意工夫を図ること。
- ③ 学校における道徳教育の指導方針や重点を基に、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動など、**学校の教育活動全体を通じた道徳教育の相互の関連性を明確**にすること。また、就業体験やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験活動などを位置づけること。
- ④ 生徒の実態を踏まえ、保護者及び地域の人々の意見を反映することや、家庭や地域社会、他学校、関係機関などとの連携を心掛けること。

(2) 道徳教育を進めるに当たっての配慮事項

- ① **人間としての在り方生き方について考えを深め、生徒の自立心や自律性を高め、規律ある生活が送れるようにするとともに、生命を尊重する心を育てる**取組を行うよう努める。
- ② 社会連帯の自覚を高め、**主体的に社会の形成に参画する意欲と態度、並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別の無いよりよい社会を実現しようとする態度**を養うよう配慮する。
- ③ **国や郷土の伝統と文化、並びに他国の文化について理解を深め、尊重する態度**を養うよう配慮する。
- ④ **豊かな体験の充実**とともに、いじめの防止に資するよう留意する。
- ⑤ 全教師により各学校の道徳教育の重点目標を推進するために、校内の研修体制を充実させ、具体的な取組や、その評価・改善に当たり必要となる事項について共通理解を図るなど、体制の確立に努める。

(3) 小・中学校における道徳教育についての理解に努める

中学校までの道徳科の学習等を通じて深めた、主として「①自分自身」「②人との関わり」「③集団や社会との関わり」「④生命や自然、崇高なものとの関わり」に関する道徳的諸価値についての理解を基にしながら、高校生という発達の段階や特性等を踏まえた道徳教育に努める。

■関連資料■

◎『高等学校学習指導要領解説 総則編』

◎『小（中）学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』

文部科学省 平成 30 年

文部科学省 平成 29 年

3 道徳教育の充実 (特別支援学校)

－自立した人間として他者と共によりよく生きるための「豊かな心」を育む－

16 平和と公正を
すべての人に



ここがポイント(取組の重点)

- 全教育活動を通じて行う
「道徳教育」の要となる「道徳科」の授業との関連
- ◇「道徳科」の評価の視点を持った授業を計画

障害のある児童生徒が、その障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養い、健全な人生観の育成を図ることが重要である。道徳教育では、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標に、その指導の充実を図る必要がある。

幼・小・中・高等学校の教育課程を履修する幼児児童生徒は、各校種の記載内容も考慮し、準用する。

(1) 学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲を高める

- ① 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養い、**健全な人生観の育成**を図るように努める。
- ② 自ら生きる意味や自己の存在価値に関わることについて、人としてよりよく生きる上で大切なものは何か、自分はどのように生きるべきかなどについて、**自己を見つめて考えるよう指導方法を工夫**する。

(2) 各教科等との関連と内容の指導の工夫

- ① 道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習(探究)の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、**学校のエデュケーション全体を通じて豊かな道徳的心情を育て**、広い視野に立って道徳的判断や道徳的实践を主体的に行うことができるようにする。
- ② 内容の指導に当たっては、知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、**体験的な活動を取り入れる**などの工夫を行う。

(3) 道徳性を高める指導計画の作成と家庭・地域連携

- ① 小・中学部における「道徳科」の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小・中学校の学習指導要領第3章に準ずるものとする。また、知的障害特別支援学校の高等部における指導計画の作成に当たっては、障害の状態に加えて青年期の特性を十分に考慮し、中学部における「道徳科」との関連を図り、**健全な社会生活を営む上に必要な「道徳性」を高める**ようにする。
- ② **家庭、地域社会等との連携を密にするとともに**、学校の指導方針等の理解を図り、協力体制を強化促進するように努める。
- ③ **教育活動全体を通じた道徳教育と、家庭生活が結び付いた内容**を関連させて、具体的で体験的な活動を通して指導する。
- ④ **道徳教育の基本的な方針である全体計画を作成し**、学校全体で道徳教育の充実を図ること。また、**道徳教育推進教師の役割を明確化**し、全教師が指導力を発揮し、協力して道徳教育を展開できる体制を整えること。

■関連資料■

◎『特別支援学校 高等部学習指導要領』

文部科学省 平成31年

◎『特別支援学校学習指導要領解説総則編(幼・小・中)』

文部科学省 平成30年